

中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 改善・再生支援体制の整備

当組合は、中小企業者等の経営実態を把握し債権管理に努めるとともに、きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等の企業(事業)再生支援に取り組んでおります。また、必要に応じて中小企業再生支援協議会、株式会社企業再生支援機構等の外部機関や弁護士、公認会計士、税理士等の各分野の専門家との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) 審査部(金融円滑化管理統括部)と各営業店が連携して、実現性の高い経営改善計画の策定支援及び、その後のモニタリングとフォローアップを行っております。
- (2) 審査部(金融円滑化管理統括部)と各営業店が連携して、中小企業再生支援協議会や外部専門家等を活用し経営改善・企業(事業)再生支援の取り組みを行っております。
- (3) 審査部長(金融円滑化管理責任者)は、審査部(金融円滑化管理統括部)による企業(事業)再生の取り組み及び、各営業店による経営相談・経営指導、経営改善支援が適切に行われるように、支援内容等の管理をしております。

[金融円滑化に関する改善・再生支援の概要]

区分	責任者・担当者	役割
本部	審査部長 (金融円滑化管理責任者)	①企業(事業)再生支援、経営改善支援対象先に対する各種支援及び進捗管理の全般の統括
	審査部 (金融円滑化管理統括部)	①企業(事業)再生支援の取り組み ②外部機関・専門機関との連携 ③各営業店の経営改善支援の取り組み実績の取り纏め
営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	①営業店による各種支援及び進捗管理等の全般の統括 ②経営相談・経営指導 ③経営改善支援
	営業店	①経営相談・経営指導 ②営業店長への報告 ③経営改善支援